

諸外国における行政手続コスト削減に向けた取組

内閣府 規制改革推進室

【目次】

I. 欧米諸国における行政手続コスト削減の取組	
1. 英国	2 ページ
(1) 2005～2010 年	
(2) 2015～2020 年	
2. デンマーク	10 ページ
(1) 2001～2010 年	
(2) 2015～2020 年	
3. ドイツ	12 ページ
(1) 2006～2011 年	
(2) 2011 年以降	
4. カナダ	17 ページ
(1) 2007～2009 年	
(2) 2011 年以降	
5. 米国	20 ページ
II. 標準的費用モデル (SCM、Standard Cost Model) 補足資料	23 ページ
1. SCM において測定される情報提供義務 (例)	
2. SCM 実施におけるステップ	
3. SCM 測定前に決定する必要がある事項	
4. SCM における標準事務作業分類 (16 分類)	
III. 海外の取組に係る追加調査	28 ページ

I. 欧米諸国における行政手続コスト削減の取組

1. 英国

(1) 英国 (2005～2010年)

① 削減対象

英国における2005年から2010年にかけての取組では、削減対象を、事業者に対する情報提供義務に係る「行政手続コスト (Administrative Costs)」に限定。

② 削減目標

2010年5月までに、各省一律で、行政手続コスト25%削減することを2005年5月に決定(2005年対比)。

(注1) ただし、歳入庁(HMRC)は10%、内閣府(Cabinet Office)は35%、国家統計局(ONS)は19%。

(注2) 防衛省(Ministry of Defense)、外務・英連邦省(Foreign & Commonwealth Office)、国際開発省(Department for International Development)は対象外。

③ 行政手続コストの測定手法

標準的費用モデル(SCM、Standard Cost Model)

(注) SCMを用いた行政手続コストの計測に、1,700万ポンド(22億円)、約12ヶ月(2005年5月～2006年5月)の期間を要した。

④ 削減実績

(a) 政府全体の行政手続コストの測定結果

英国政府全体の行政手続コストの69%は、3省庁に集中。

【政府全体^(注)の行政手続コスト計測結果】

省庁	行政手続コスト	行政手続コスト全体に占める割合	全体の 68.8%
ビジネス・イノベーション・技能省(BIS、当時)	£4,541.0m	34.51%	
コミュニティ・地方政府省(CLG)	£2,486.5m	18.89%	
衛生安全庁(HSE)	£2,022.5m	15.37%	
保健省(DH)	£1,201.9m	9.13%	
運輸省(DfT)	£585.0m	4.45%	
労働・年金省(DWP)	£471.0m	3.58%	
環境・食糧・農村地域省(Defra)	£458.2m	3.48%	
司法省(MoJ)	£356.0m	2.71%	
文化・メディア・スポーツ省(DCMS)	£343.2m	2.61%	
教育省(DfE)	£209.7m	1.59%	
財務省(HM Treasury)	£158.9m	1.21%	
食品基準庁(Food SA)	£90.5m	0.69%	
内務省(Home Office)	£83.0m	0.63%	
国家統計局(ONS)	£48.7m	0.37%	
チャリティ委員会(Charity Commission)	£36.6m	0.28%	
内閣府(Cabinet Office)	£15.4m	0.12%	
平等省(GEO)	£5.7m	0.04%	
森林委員会(Forestry Commission)	£1.5m	0.01%	
エネルギー・気候変動省(DECC、当時)	£45.1m	0.34%	
合計	£13,160.4m	100%	

(注) 歳入庁(HRMC)は、別途削減目標(10%)を設定して行政手続コストの削減に取り組んでおり、行政手続コストは£5,300m。

(出典) HM government (2010) “Simplification Plans 2005-2010 Final Report”、HM government (2013) “Statistical note: revision and updating of the administrative burdens baseline”

(b) コミュニティ・地方政府省(CLG)の行政手続コストの測定結果

英国・コミュニティ・地方政府省(CLG)の行政手続コストの83%は、以下の5法令により発生。

・都市計画法(Town and Country Planning Act)(1990年)
・建築規則(Building Regulations)(2000年)
・住宅法(Housing Act)(1985年)
・都市計画指令(一般開発方式)(Town and Country Planning (General Development Procedure) Order)(1995年)
・手数料規則(諮問を要するものについて)(Service Charges (Consultation Requirements) Regulations)(2003年)

(出典) Communities and Local Government (2009) “Simplification plan 2009 Update -The route to better regulation-”

(c) 衛生安全庁（HSE）の行政手続コストの測定結果

英国・衛生安全庁（HSE）の行政手続コストの 77%は、以下の 10 法令により発生。

- ・衛生労働安全管理規則(Management of Health and Safety at Work Regulations) (1999 年)
- ・ガス安全(導入および使用)規則(Gas Safety (Installation and Use) Regulations) (1998 年)
- ・昇降機操作および昇降機設備規則(Lifting Operations and Lifting Equipment Regulations) (1998 年)
- ・健康有害物質管理規則(Control of Substances Hazardous to Health Regulations) (2002 年)
- ・マニュアルハンドリングオペレーション規則(Manual Handling Operations Regulations) (1992 年)
- ・労働安全衛生法(Health and Safety at Work etc. Act) (1974 年)
- ・アスベスト管理規則(Control of Asbestos at Work Regulations) (2002 年)
- ・安全管轄者及び安全委員会規則(Safety Representatives and Safety Committees Regulations) (1997 年)
- ・建設(設計および管理)規則(Construction (Design and Management) Regulations) (1994 年)
- ・作業機器提供・使用規則(Provision and Use of Work Equipment Regulations) (1998 年)

(出典) Health and Safety Executive (2009) “HSE’ s Fourth Simplification Plan and Progress Report”

(d) 行政手続コストの削減効果が高かった取組

(イ) 英国では、2005 年から 2010 年の期間で、35 億ポンド（行政手続コスト全体の 26.6%）の行政手続コストの削減を行ったが、そのうち 60%は、IT 化など様々な手法を用い、以下の①～⑩の分野における削減により行われた。

(ロ) 各省庁は、特定の手続に集中して行政手続コストの削減に取り組んだ。

- ・ ビジネス・イノベーション・技能省 (BIS) では、下記 5 つ (①、②、⑤、⑧、⑨ (網掛け部分)) の削減額が、BIS 削減額全体の 97%を占める。
- ・ コミュニティ・地方政府省 (CLG) では、下記 2 つ (④、⑦) の削減額が、CLG 削減額の 58%を占める。
- ・ 衛生安全庁 (HSE) では、下記 1 つ (③) の削減額が、HSE 削減額の 42%を占める。

【行政手続コストの削減効果が高かった上位 10 の取組】

	削減分野	所管省庁	内容	行政手続コスト削減額	総削減額に対する割合
①	労働法ガイダンスプログラム	ビジネス・イノベーション・技能省(BIS)	労働法関連の契約書や提出書類に関し、標準的な雛形を策定し、無料のオンラインツールにて処理できるように改善。また、労働法関連報告・登記等において外部コンサルタント等に依頼することなく自前で処理できるよう、事務処理ガイダンスをオンライン上で整備。	£418m (580 億円)	11.9%
②	消費者向け広告など商業上の不正行為に関するルール等	ビジネス・イノベーション・技能省(BIS)	消費者向け広告など商業上の不正行為に関するルール等の簡略化	£309m (430 億円)	8.8%
③	労働環境における安全・健康面のリスクアセスメント	衛生安全庁(HSE)	コンビニエンスストア運営など低リスクの 34 業態を類型化し、オンライン上で簡便にリスクアセスメントを実施できるツールを提供。	£235m (330 億円)	6.7%
④	住宅法 6 章の廃止	コミュニティ・地方政府省 (CLG)	複数人が入居する住宅に関し、家主に求められる免許の数を削減。	£207m (290 億円)	5.9%
⑤	株主報告の電子化	ビジネス・イノベーション・技能省(BIS)	紙媒体しか認められなかった株主への事業報告書について、電子送付を許可。	£182m (250 億円)	5.2%
⑥	アルコール及びエンターテインメント免許法の改正	文化・メディア・スポーツ省 (DCMS)	アルコールとエンターテインメントの免許登録を 1 つに纏めた。	£181.1m (250 億円)	5.2%
⑦	建築関係の資格緩和	コミュニティ・地方政府省 (CLG)	電気工事(120 万件)を、建築検査官の検査によってではなく、一定の技術力を満たし事前に政府に登録した人(Competent Person)による認証で代替できるものとした。	£136m (190 億円)	3.9%
⑧	測定器の更新基準の適正化	ビジネス・イノベーション・技能省(BIS)	測定器の更新にあたっての基準を適正化した。	£129m (180 億円)	3.7%
⑨	労働争議手法の改善	ビジネス・イノベーション・技能省(BIS)	労働争議にあたって雇用法ではなく裁判外紛争処理手続きを活用できるようにした。	£115m (160 億円)	3.3%
⑩	アセットマネジメント業界の取引電子化推進	財務省 (HM Treasury)	アセットマネジメント業界において、ファンドマネージャーや株主等に送付する、所有権移転や決済の証跡となる文書の送付をやめて電子化。	£115m (160 億円)	3.3%

(出典) HM government (2010) “Simplification Plans 2005-2010 Final Report”, HM government (2013) “Statistical note: revision and updating of the administrative burdens baseline”

(2) 英国 (2015~2020 年)

① 削減対象および削減目標

- (a) 英国政府は、「BIT (Business Impact Target)」として、政府機関が事業者に課している「規制コスト (Regulatory Cost)」^(注1) について、2015年~2020年にかけて 100 億ポンド (1 兆 3,235 億円) 削減する目標を 2016 年 3 月に設定。
- (b) 中間目標は 2018 年 5 月迄に規制コストを 50 億ポンド (6,618 億円) 削減。

^(注1) 英国における 2016 年からの取組では、2005~2010 年の取組で削減対象とした「行政手続コスト (Administrative Cost)」だけでなく、「政策コスト (Policy Cost)」を含めた「規制コスト (Regulatory Cost)」へ対象を拡大。

英国政府が 2015 年 3 月に公表した英国政府職員向けマニュアル (UK Department for Business, Innovation and Skills (March 2015) “Better Regulation Framework Manual, Practical Guidance for UK Government Officials”) によれば、「政策コスト」の定義は、政策目標を達成または遵守するために必要不可欠なコストであり、「規制コスト」から「行政手続コスト」を除いたあらゆるコストが含まれるとされている。

- (c) BIT においては、以下の規制は対象外としている。

【削減目標の対象外としている規制 (例)】

国民の緊急事態に関する規制
罰金等に関する規制
システミック・リスク (金融分野) に関する規制
EU 法令・その他国際的な義務
電力・水道など独占市場に関する規制
競争促進政策に伴う規制
価格統制に関する規制
大規模なインフラプロジェクトの実行に関する規制
産業界が自主規制として設けた産業規則 (industry codes)
公共調達
発効して 12 か月未満の法令
税 ^(注2)

^(注2) 別途、税務当局は、2016 年~2020 年にかけて、事業者にかかっている税務手続コストを 1 年あたり 4 億ポンド (529 億円) 削減する目標を設定。

② 削減実績（2015年5月～2016年5月）

(a) 2015年5月～2016年5月のコスト削減額は、8億8,500万ポンド（1,171億円）と推計。省庁別の内訳は以下のとおり。

省庁	規制コスト削減額
環境・食糧・農村地域省（Defra）	▲11億1,200万ポンド
ビジネス・イノベーション・技能省（BIS）	▲1億9,920万ポンド
運輸省（DfT）	▲2,450万ポンド
労働・年金省（DWP）	▲570万ポンド
文化・メディア・スポーツ省（DCMS）	▲500万ポンド
内閣府（Cabinet Office）	▲260万ポンド
コミュニティ・地方政府省（CLG）	▲50万ポンド
司法省（MoJ）	▲50万ポンド
教育省（DfE）	▲0ポンド
エネルギー・気候変動省（DECC）	+2,100万ポンド
財務省（HM Treasury）	+3,050万ポンド
内務省（Home Office）	+1億5,700万ポンド
保健省（DH）	+2億5,150万ポンド
合計	▲8億8,480万ポンド

（出典） Department for Business Innovation & Skills (2016) “The Business Impact Target: First Annual Report 2015-2016”

(参考)

(a) Cutting Red Tape Review

対象分野 (sector) を特定してレビューを実施し、当該分野の法令やその履行を簡素化 (または改善) が可能か調査。

- ・ 初期 (2015 年 7~8 月時点) の対象分野は、エネルギー、介護、鉱業、廃棄物・リサイクル、農業、マネーロンダリング。その後、建築、幼児教育、自治体行政を追加し、現在 9 分野が特定されている。
- ・ 2016 年 3 月時点、廃棄物・リサイクル、介護、エネルギーの 3 分野についてレビュー結果を公表済み。レビューには、コスト削減に向けた政府のコミットメントも記載。

(例) 廃棄物・リサイクル分野のレビューにおいて、「廃棄物 (waste)」と「副産物 (by-product)」の定義があいまいであることにより、事業者が仕訳に費用と時間を浪費してきたとの認識のもと、政府は廃棄物ガイダンスを修正。

(b) One-in, Three-out

100 億ポンド削減のために、新規制によって事業者には課される追加的コスト 1 ポンドに対し (One-in)、規制緩和措置によって削減額を 3 ポンド捻出しなければならない (Three-out)、というルールを活用することが求められている。

(注) One-in, Three-out に先立ち、2011 年~2012 年に One-in, One-out (追加的コスト 1 ポンドに対し削減額 1 ポンド捻出)、2013 年~2015 年に One-in, Two-out (追加的コスト 1 ポンドに対し削減額 2 ポンド捻出) が実施されている。

【One-in, One-out 及び One-in, Two-out によるコスト削減額(2011年1月～2015年7月)】

順位	省庁	事業者コストの金額換算(一年当たり)			(参考)件数	
		新規(In)	廃止(Out)	ネット削減額 (一年当たり)	イン (In)	アウト (Out)
1	労働・年金省(DWP)/ 衛生安全庁(HSE)	27億4,175万ポンド	▲35億4,501万ポンド	▲8億326万ポンド	6	21
2	エネルギー・気候変動 省(DECC)	234万ポンド	▲7億2,162万ポンド	▲7億1,928万ポンド	7	15
3	ビジネス・イノベーション・ 技能省(BIS)	6,374万ポンド	▲4億9,213万ポンド	▲4億2,838万ポンド	20	31
4	コミュニティ・地方政府 省(CLG)	656万ポンド	▲2億808万ポンド	▲2億152万ポンド	11	30
5	環境・食糧・農村地域 省(Defra)	520万ポンド	▲1億7,291万ポンド	▲1億6,771万ポンド	14	23
6	運輸省(DfT)	986万ポンド	▲1億1,885万ポンド	▲1億899万ポンド	9	30
7	文化・メディア・スポー ツ省(DCMS)/平等省 (GEO)	1,872万ポンド	▲5,322万ポンド	▲3,450万ポンド	5	12
8	教育省(DfE)	280万ポンド	▲1,354万ポンド	▲1,074万ポンド	5	16
9	内閣府 (Cabinet Office)	148万ポンド	▲561万ポンド	▲413万ポンド	2	1
10	食品基準庁 (Food SA)	0ポンド	▲80万ポンド	▲80万ポンド	0	3
11	司法省(MoJ)	1,376万ポンド	▲3万ポンド	1,373万ポンド	4	1
12	保健省(DH)	3,943万ポンド	▲540万ポンド	3,403万ポンド	11	8
13	内務省 (Home Office)	1億1,293万ポンド	▲1,859万ポンド	9,434万ポンド	13	12
14	財務省 (HM Treasury)	1億5,050万ポンド	▲3,819万ポンド	1億1,231万ポンド	11	10
政府計		32億580万ポンド	▲53億9,398万ポンド	▲21億8,890万ポンド	119	213

(出典) Department for Business Innovation & Skills (2014) “The ninth statement of new regulation”

2. デンマーク

(1) デンマーク (2001～2010年)

① 削減目標

2001年～2010年の期間で、政府全体で「行政手続コスト」を25%削減。

② 行政手続コストの測定手法

標準的費用モデル (SCM、Standard Cost Model)

(注) 約20ヶ月 (2004年8月～2006年3月) かけて、行政手続コストを測定。

③ 行政手続コストの測定結果と削減結果

- ・デンマーク政府の行政手続コストは15省庁にまたがるが、90%が4省庁に集中。
- ・削減実績の95%も4省庁に集中。

【デンマーク政府の行政手続コスト計測結果と削減結果】

	省庁	測定結果		削減結果	
		行政手続コスト	総行政手続コストに占める割合	行政手続コスト削減額	削減額全体に占める割合
①	国税省 (Ministry of Taxation)	105億8,760万クローネ (1,641億円)	34.21%	31億6,320万クローネ (490億円)	41.63%
②	経済産業省 (Ministry of Economic and Business Affairs、当時)	97億730万クローネ (1,505億円)	31.37%	18億2,580万クローネ (283億円)	24.03%
③	雇用省 (Ministry of Employment)	39億9,580万クローネ (619億円)	12.91%	9億5,460万クローネ (148億円)	12.56%
④	農林水産食品省 (Ministry of Agriculture, Fisheries and Food、当時)	38億2,500万クローネ (593億円)	12.36%	13億2,190万クローネ (205億円)	17.40%
⑤	環境省 (Ministry of Environment、当時)	9億6,830万クローネ (150億円)	3.13%	2億5,790万クローネ (40億円)	3.39%
⑥	法務省 (Ministry of Justice)	8億3,340万クローネ (129億円)	2.69%	7,440万クローネ (12億円)	0.98%
⑦	その他(注)	10億2,930万クローネ (160億円)	3.33%	▲9,670万クローネ (▲15億円)	—
	合計	309億4,670万クローネ (4,797億円)	100.00%	76億1,110万クローネ (1,180億円)	100.00%

(注) その他には、科学技術・イノベーション省、内務厚生省、運輸省、気候・エネルギー省、社会政策省、防衛省、教育省、文化省、財務省が含まれる。


(出典) デンマーク政府のウェブサイトより作成。

④ デンマーク（2001年～2010年の取組）におけるIT化の推進

行政手続コストの削減に当たり、デンマーク政府はIT化の活用を積極的に行っている。

（参考）E-BOKS（電子私書箱）

デンマーク政府では、企業（及び個人）に対して電子私書箱の保持を義務づけ、行政側との情報伝達を一元化。事業者の利便性を向上させている。

概要	<ul style="list-style-type: none"> ● Digital Postと呼ばれる電子私書箱が原則全市民に付与される（特に免除申請しない限り、自動的に登録される） ● e-Boks A/S という企業によってソリューションが提供され、同企業によって提供されている既存のe-Boksと呼ばれる他の民間企業から電子メールを受信できる電子私書箱サービスと連携している。 	
機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的機関からの通知の受信、保険会社や銀行等民間企業からの明細書等の受信が可能。 ● 送信についても公的機関に文書を提出することが可能。（例：外国人に関する労働環境及びリクルートメントに関するデンマーク当局） ● その他、民間企業からの通知もe-Boksにて選択・設定すれば受信が可能。 ● 受信した新しい電子文書や未読の電子文書に関して電子メールにて通知される。 ● 転送、自動振り分け、受領確認機能についても現在検討中（2016年初めから実現予定） 	<p>市民ポータルborger.dkからのDigital Postアクセス画面 （出典：borger.dkサイト）</p> 
アクセス手段とセキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ● PC、スマートフォン、タブレットから統一的にアクセス可能。 ● メッセージ配信は完全に暗号化される。 ● ログイン時は、CPR、暗証番号（パスワード）、NemIDの組合せでセキュリティを担保。 ● データは、最も厳格な安全基準を満たしている国内のKMDのデータセンターに保管。 	<p>e-boks.dkのアクセス手段 （出典：e-boks.dkサイト）</p>

（出典）総務省 ICT街づくり推進会議 共通ID利活用サブワーキンググループ（第11回） 資料11-3

（2）デンマーク（2015～2020年）

① 削減目標

2015年～2020年の期間で、政府全体で20億デンマーク・クローネ（305億円）の削減目標を定め、遵守コスト（Compliance Cost）の削減を実施することとしている。

3. ドイツ

(1) ドイツ (2006～2011 年の取組)

① 削減対象

2006 年からの取組では、削減対象を、事業者に対する情報提供義務に係る「行政手続コスト (Administrative Costs)」に限定。

② 削減目標

2011 年末日までに行政手続コスト 25%削減 (2006 年 9 月末日対比)

③ 行政手続コストの測定手法

標準的費用モデル (SCM、Standard Cost Model)

(注) SCM の結果、2006 年 9 月末日時点で、年間行政手続コスト 500 億ユーロ (5 兆 6,780 億円)、約 9,500 の情報提供義務が確認された。

④ 削減実績

2011 年未までに 22.5% (110 億ユーロ、1 兆 2,492 億円) 削減 (期限内の 25%削減目標は未達)

【行政手続コストの削減効果が高かった上位 10 取組 (2006～2011 年)】

… ドイツでは、2006 年から 2011 年の期間で、110 億ユーロの行政手続コストの削減を行ったが、そのうち 70%は以下の①～⑩の取組により行われた。

	情報提供義務 (Information Obligation)	方法 (Measures)	年間コスト 削減額	総削減額 に対する 割合
①	インボイスの保管	電子インボイスの簡素化(税簡素化法 2011 (Tax Simplification Act of 2011))	33 億ユーロ (3,753 億円)	26.8%
②	大規模小売業を営む合名会社および個人事業主に関する会計	会計法近代化法 (Accounting Law Modernization Act (BilMoG))	13 億ユーロ (1,420 億円)	10.1%
③	棚卸資産の管理(大規模小売業者向け)	会計法近代化法 (Accounting Law Modernization Act (BilMoG))	10 億ユーロ (1,136 億円)	8.1%
④	社会保障積立金の計算	簡素化	7 億ユーロ (738 億円)	5.3%

⑤	インボイスの発行	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値税施行規則(VAT Implementing Regulation)33項で規定される少額インボイスの上限の引上げ(企業間取引の場合 100 ユーロから 150 ユーロへ引上げ) (Midium-Sized Company Alleviation Act) ・特定の非課税取引にかかるインボイス発行義務の廃止(税緩和法(Tax Deregulation Act)) ・電子インボイスの緩和(Tax Simplification Act of 2011) 	6 億ユーロ (690 億円)	4.9%
⑥	電子インボイスでの電子署名の有効化	電子インボイスの簡素化(Tax Simplification Act of 2011)	5 億ユーロ (553 億円)	3.9%
⑦	社会保障の積立証明	社会保障のための報告と積立金の証明が一括で処理される手法を構築。積立金証明提出の時期の統一(SGB IVとその他法律の改正)	4 億ユーロ (424 億円)	3.0%
⑧	連結決算書の会計監査と開示 (中堅・大企業の会計監査に限定)	<ul style="list-style-type: none"> ・決算書・年次報告書の文書提出と文書ベースの官報掲載義務(大企業に限る)を、オンライン提出およびウェブ官報での掲載に変更(電子商取引・共同組合登記・会社登記に関する法(Act on Electronic Commercial and Co-operative Registers and the Company Register(EHUG))) ・会計法近代化法(Accounting Law Modernization Act (BilMoG)) 	3 億ユーロ (369 億円)	2.6%
⑨	事前納付 VAT の還付手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・奉仕事業については控除を認め、別途の税計算を廃止。(年税法(Annual Tax Act 2007: UStG)15(2)項 1 節 3 の廃止と 15(3)項 2 の改正) ・財務省からの多数の通達(BMF letter)を一回免除することによる簡素化。 ・年税法(Annual Tax Act: UStG)4 項 25 に含まれる税控除により、起業家は小規模事業者に分類され、事前納付 VAT の還付手続きは不要となる。 ・年税法(UStG)18(2)項 2 節・3 節に沿って月次と四半期の事前納付 VAT の還付手続きの基準を上げると共に、18(2a)項の上限を引き上げ。 	3 億ユーロ (351 億円)	2.5%
⑩	社会保障に提供するデータの雇用者への通知	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障のための報告と積立金の証明が一括で処理される手法を構築。 ・報告過程での雇用主の紙での証明書を廃止。(SGB IVとその他の法律の第二改正) ・登録内容の修正作業を廃止。(SGB IVとその他の法律の第二改正) ・雇用者の法定傷害保険の報告のための文書の廃止。(SGB IVとその他の法律の第四改正) 	3 億ユーロ (344 億円)	2.5%
		(上位 10 取組)	86 億ユーロ (9,778 億円)	69.8%

(出典) German Federal Chancellery Better Regulation Unit (2012) “A foundation for better law”

(注) 1 ユーロ=113.56 円で換算

【省庁別の削減実績（2006年9月30日～2011年12月31日）】

	削減額		削減総額に 占める割合
	(2006/9/30～2011/12/31)	(日本円換算)	
財務省(Federal Ministry of Finance)	▲ 53 億 4,273 万ユーロ	▲6,067 億円	43.3%
司法省(Federal Ministry of Justice)	▲ 24 億 4,671 万ユーロ	▲2,778 億円	19.8%
労働・社会省(Federal Ministry of Labour and Social Affairs)	▲ 17 億 2,340 万ユーロ	▲1,957 億円	14.0%
環境・自然保護・原子炉安全省(Federal Ministry for Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety)	▲ 5 億 1,611 万ユーロ	▲586 億円	4.2%
経済・技術省(Federal Ministry of Economics and Technology)	▲ 3 億 2,147 万ユーロ	▲365 億円	2.6%
健康省(Federal Ministry of Health)	▲ 2 億 603 万ユーロ	▲234 億円	1.7%
内務省(Federal Ministry of the Interior)	▲ 1 億 6,338 万ユーロ	▲186 億円	1.3%
食糧・農業・消費者保護省(Federal Ministry of Food, Agriculture and Consumer Protection)	▲ 1 億 2,758 万ユーロ	▲145 億円	1.0%
交通・建設・都市開発省(Federal Ministry of Transport, Building and Urban Development)	▲ 2,571 万ユーロ	▲29 億円	0.2%
教育・研究省(Federal Ministry of Education and Research)	▲ 494 万ユーロ	▲6 億円	0.0%
防衛省(Federal Ministry of Defence)	▲ 51 万ユーロ	▲0.6 億円	0.0%
文化・メディア委員会(The Commissioner of the Federal Government for Culture and Media)	▲ 23 万ユーロ	▲0.3 億円	0.0%
家族・高齢者・婦人・青少年省(Federal Ministry of Family Affairs, Senior Citizens, Women and Youth)	+ 221 万ユーロ	+3 億円	0.0%
省庁横断的規制(Interdepartmental regulations)	▲ 14 億 5,467 万ユーロ	▲1,652 億円	11.8%
計	▲ 123 億 3,126 万ユーロ	▲14,003 億円	100.0%

(出典) German Federal Chancellery Better Regulation Unit (2012) “A foundation for better law”

(注) 1 ユーロ=113.56 円で換算

(2) ドイツ (2011 年以降の新たな取組)

① 25%削減に向けた取組の延長 (2012 年まで)

2011 年末までの 25%削減目標が未達に終わったことから、2012 年もプロジェクトを継続し、25%削減を達成。120 億ユーロ (1 兆 3,627 億円) を削減。

② 削減対象の拡大

2006 年以降の取組では、削減対象を、事業者に対する情報提供義務に係る行政手続コストに限定していたが、2011 年に、以下の通り削減対象を拡大。

- (a) 規制を遵守する際に必要となる「間接的な金銭コスト (Indirect Financial Costs)」(環境要件を遵守するためのフィルター装置の投資費用等) を新たに含めて「遵守コスト (Compliance Costs)」全体へと対象を拡大。
- (b) 「定例的に (毎年) 発生するコスト」だけでなく、新たな規制に対応する場合に発生する「一回限りのコスト」も対象とする。
- (c) 「事業者」のみならず「一般市民」、「公的機関」の負担も新たに対象とする。

定例的に(毎年発生する)遵守コスト (Regular Compliance Costs (Annual))		
一般市民	事業者	公的機関
・所要時間(hours) ・遵守コスト(€)	・遵守コスト(€) ・ディスクロージャー に要するコスト(€)	・遵守コスト(€)
+		
一回限りの遵守コスト (One-Off Compliance Costs (Conversion Costs))		
一般市民	事業者	公的機関
・所要時間(hours) ・遵守コスト(€)	・遵守コスト(€)	・遵守コスト(€)

(出典) German Federal Chancellery Better Regulation Unit (2013) “Better Regulation 2012”

③ 削減目標（設定せず）

2006年の25%削減目標の設定以降、新たな行政手続コスト削減目標は設定されていない。

④ 新たな手法の導入

(a) One-in One-out Rule

英国に倣い2015年7月に"One-in One-out Rule"を導入。事業者に遵守コストを発生させる全ての規制案が対象。

規制案の提出省庁は、規制案の提出と同時に他の規制の遵守コストを下げることを求められる。ただし、同時に対応できない場合は、一年以内に対応する必要。規制改革取纏め部署（NKR、Normenkontrollrat）との協議を経た上で同ルール適用除外とするケースもある。

(b) 事後評価

2013年以降、100万ユーロ（1億1,356万円）を超える遵守コスト（Compliance Cost）が発生する全ての法令は、施行後3～5年以内に事後評価を行うこととなった。

(c) 行政手続コスト指数（BKI）の月次公表

2012年1月1日の行政手続コストを100とする行政手続コスト指数（BKI、Bureaucracy Cost Index、Bürokratiekostenindex）を毎月中旬に連邦統計局（Destatis）から公表。BKIは、標準的費用モデル（SCM）に基づき計算される。

（参考）直近（2016年6月）のBKIは98.97。

4. カナダ

(1) カナダ (2007~2009 年)

① 削減対象

カナダ政府予算案「Budget 2007」(2007年3月公表)に基づき、同年9月までに中小企業への規制を有する13省庁が、事業者に対する遵守義務を課す行政手続と情報提供義務(Administrative Requirement & Information Obligation with which business must comply)を調査した結果、40万以上存在(there are more than 400,000)することが判明。

② 削減目標

「Budget 2007」の中で、2008年11月までに、13省庁において、事業者
に課す行政手続・情報提供義務を一律20%・約8万削減する目標を定めた。

③ 削減手法

各省庁がそれぞれ削減手法を策定することとされたが、2007年3月に他省
庁に先駆けて歳入庁(Canada Revenue Agency)が策定・公表した、小規模
企業向けの約60の取組案を参考にしよう推奨された。

歳入庁の策定・公表した取組(Helping Small Businesses by Reducing the
Compliance Burden)は、以下の通り大きく3つに分類されている。

[取組1] 小規模企業と歳入庁のやりとりを簡素化、改善、頻度を減らす。

(例) My Business Account というオンラインサービスを導入。オ
ンラインで法人所得税の還付申請等を可能にする。

[取組2] 小規模企業と歳入庁のコミュニケーションツールを改善する。

(例) 歳入庁の書式や出版物において、平易な言葉を使用していく。

(例) 歳入庁のホームページや出版物の情報を統合していくと共に、
ホームページ上のリンクを充実していく。

[取組3] 歳入庁内の削減策を体系化(systemic)する。

(例) 歳入庁が採用しうる取組を模索するために、他国の取組等を
調査する。

④ 削減実績

2008年11月の期限までには目標(一律20%・約8万削減)達成できな
かったものの、2009年3月に目標達成。

(2) カナダ (2011 年以降の取組)

① 削減対象

2011 年以降は取組毎に削減対象が異なっており、中小企業等に課された情報提供義務に係る「行政手続コスト」や「遵守コスト」(「行政手続コスト」+「間接的な金銭コスト」(設備導入や設備維持にかかる費用等))を対象とするものもある。

② 削減目標

なし

③ 行政手続コストの測定手法

標準的費用モデル (SCM、Standard Cost Model)

④ 新たな手法の導入

(a) One-for-One ルール

各省庁において、新規制の導入や修正によって新たに課される「行政手続コスト」を相殺するルール。

(b) Small Business Lens (小規模事業者レンズ)

小規模事業者^(注1)への配慮のための 20 項目のチェックリストに照らして法令案を検証し、小規模事業者に与える「遵守コスト」(「行政手続コスト」+「間接的な金銭コスト」(設備導入や設備維持にかかる費用等))の最小化を推進。^(注2)

^(注1) Small Business Lens のガイダンスにおいては、対象は Small businesses (従業員 99 名以下または年間粗利益が 3 万カナダドル (232 万円) ~ 500 万ドル (3 億 8,595 万円)) と定義されている。

^(注2) 一年あたり国全体で 100 万カナダドル (7,719 万円) 以上の遵守コストの増加をもたらす新規制・法令修正に適用される。

(c) Interpretation policies (解釈方針) の公表

事業者に対し、規制に関する情報やガイダンスを平易な言葉で提供し、分かりやすくするとともに、事業者に影響を与える規制(現行規制、新規規制、修正)に関して、よく聞かれる質問 (FAQ) を各省庁のウェブサイトに公開し、定期的に更新する。

(d) Forward Regulatory Plans (省庁別の将来的な規制計画) の公表

24 カ月先までに導入予定の新規規制案についての情報を各省庁が毎年公表し、事業者に対し実施に向けての準備期間を設ける。

(e) Service Standards for High-Volume Regulatory Authorizations (事業者とのやりとりが多い省庁の提供するサービスの標準的な水準) の公表

年間 100 件以上、許認可・免許・登録等処理する省庁において、提供するサービスの標準的な水準 (Service Standard) や標準処理期間 (Timeliness service Standard) を公表する。

(f) 外部委員会によるレビュー

政府の取組状況を国家財政委員会 (Treasury Board) が毎年公表する Annual Scorecard と呼ばれる規制改革に係る政府の取組状況について、産業界や消費者団体からの外部専門家 4 名から構成される Regulatory Advisory Committee が実施状況をレビューする。

④ 削減実績

(a) One-for-One ルール

2012 年～2015 年合計で、行政手続コストを 2,370 万カナダドル (18 億円) 削減したほか、事業者が行政手続にかかる時間を年間当たり 34 万 4 千時間削減。

(b) Small Business Lens

2012 年～2015 年合計で、遵守コスト (行政手続コスト+間接的な金銭コスト) を 7,900 万カナダドル (61 億円) 削減。

(c) Forward Regulatory Plans (省庁別の将来的な規制計画の公表)

	2013-2015	2014-2016	2015-2017
将来的な規制計画の数	32	40	39
規制の導入や変更数	460	455	451
事業者への影響が予想される規制の数	111	148	118

(出典) Treasury Board of Canada Secretariat(2016), “The 2014-15 Scorecard Report on Reducing Regulatory Red Tape”

5. 米国

① 削減対象

「書類作成負担 (Paperwork Burden)」

- … 米国における書類作成負担 (Paperwork Burden) の定義は、1980 年制定の Paperwork Reduction Act (PRA、書類作成負担軽減法) の中において、基本的に、民間事業者および市民における、規制に基づく情報提供義務の遵守に要する「時間 (Time)」を意味するものとされ、以下の算出式が定められている。

「書類作成負担 (Paperwork Burden)」 =

「回答者一人当たりの情報提供時間」 × 「回答者数」 × 「年間の回答頻度」

(注1) 標準的費用モデル (SCM) と異なり、情報提供者の負担の「金銭化・費用化」が必須ではなく、基本的に、負担は「時間」のまま把握される。

(注2) 1993 年に発令された大統領令 12866 (Executive Order 12866) により、新規法令だけでなく既存法令も書類作成負担の軽減対象とされたが、2011 年に発令された大統領令 13563 (Executive Order 13563) により改めて周知。

② 削減目標

- ・ 1980 年の PRA (書類作成負担軽減法) 制定後、および、1995 年の PRA 改正後に、それぞれ下表の通り、書類作成負担 (Paperwork Burden) の削減目標を 5~15% の範囲で設定した。

削減目標	期間
15%	1981~1982 年度 (2 年間)
10%	1983 年度
5%	1986~1989 年度 (各年度)
10%	1996~1997 年度 (各年度)
5%	1998~2001 年度 (各年度)

② 削減手法

- (a) PRA (Paperwork Reduction Act、書類作成負担軽減法、1980 年制定)
- ・ 書類作成負担 (Paperwork Burden) の削減を進めるため、各省庁の新しい規制に伴う情報収集の要求に対し、OMB (Office of Management and Budget、行政管理予算局) の一部門である OIRA (Office of Information and Regulatory Affairs) に検証と承認を行う権限を付与。
 - ・ これらの各省庁による取組は「Information Collection Budget (ICB)」にて毎年公表されるようになった。
- (b) 大統領令 12866 (Executive Order 12866、1993 年)
- ・ PRA (Paperwork Reduction Act) に関し、新規の規制に加え、現存する規制にかかる書類作成負担についても新たに削減対象とした。
- (c) PRA (Paperwork Reduction Act、書類作成負担軽減法) 1995 年改正
- ・ 各省庁に最高情報責任者 (Chief Information Officer: CIO) を設置し、書類作成負担に関して削減目標を設定することを求めた。
 - ・ 各省庁が新たな情報収集や現在行っている情報収集を延長する際、OIRA に対して事前申請し、承認を得ることを義務付けた。
- (d) 大統領令 13563 (Executive Order 13563、2011 年)
- ・ 各省庁に対し、過去に遡って現存する規制を見直し、書類作成負担を削減する計画策定を命じた。
- (e) 大統領令 13579 (Executive Order 13579、2011 年)
- ・ 削減取組主体の対象を各省庁に加え、独立規制機関 (Independent Regulatory Agency) についても拡げることを命じた。削減対象としては、各省庁と同様に、現存する規制法令についても過去に遡る。
- (f) 大統領令 13610 (Executive Order 13610、2012 年)
- ・ 大統領令 12866 及び 13563 を前提としつつ、特に、書類作成負担にかかる時間や金銭の削減効果が大きい取組や、小規模事業者向けに効果のある取組を優先するよう指令。また、削減効果の考慮にあたっては、

累積負担（cumulative burdens）の大きさを重視するよう指令。

(g) Memorandum for the Heads of Executive Departments and Agencies
“Reducing Reporting and Paperwork Burdens”（2012年）

- 大統領令 13610 に基づき、OIRA が覚書（Memorandum）を作成し、各省庁に対して以下の書類作成負担の削減策を提言。

各省庁は、年間 5 万時間の削減を生み出す取組を最低 1 つ実施
不要な情報収集を廃止し、質問項目を合理化する
情報収集に際しては短い様式を利用する
小規模事業者への情報提供義務を合理化する
許認可の申請や更新を簡素化する
全事業者からの情報収集でなく、サンプリングで対応する
IT 化を推進し、電子情報を利用する
情報収集の頻度を下げる
収集済みデータを再利用する

④ 削減実績

年度	削減目標	削減結果	年度	削減目標	削減結果
1981	△15%	△4.0%	2001	△5%	+1.1%
1982		△12.8%	2002	—	+7.75%
1983	△10%	△8.4%	2003	—	△1.5%
1984	—	△6.5%	2004	—	△1.58%
1985	—	△3.3%	2005	—	+3.38%
1986	△5%	△3.11%	2006	—	+8.29%
1987	△5%	△1.73%	2007	—	+8.06%
1988	△5%	△3.51%	2008	—	+0.74%
1989	△5%	△0.75%	2009	—	+0.87%
1990	—	△0.93%	2010	—	△10.11%
1991	—	△0.13%	2011	—	+4.04%
1992	—	+0.65%	2012	—	+3.97%
1993	—	+0.27%	2013	—	△0.15%
1994	—	+0.54%	2014	—	
1995	—	+0.61%	2015	—	
1996	△10% ^(注)	△0.77%	2016	—	
1997	△10%	△1.83%			
1998	△5%	+0.96%			
1999	△5%	+2.6%			
2000	△5%	+2.5%			

(出典) “INFORMATION COLLECTION BUDGET OF THE UNITED STATES GOVERNMENT”より作成

Ⅱ. 標準的費用モデル (SCM、Standard Cost Model) 【 補足資料 】

1. SCMにおいて測定される情報提供義務 (例)

1. 税務申告： (例) 源泉所得に基づく税額控除
2. 許可申請： (例) 酒類販売許可の申請
3. 認定申請： (例) 下水道施工業者の認定
4. 届出： (例) 危険物の貨物輸送を行う際の届出
5. 会社登記
6. 補助金申請： (例) 職業訓練の補助金申請
7. BCP (事業継続計画) のアップデート
8. 検査・監査への協力
9. 法令に基づき第三者宛に表示する標識：
(例) 国内の家電製品に貼付する省エネ標識
10. 法令に基づき第三者宛に表示する情報 ((上記の簡便な) 標識とは異なる)：
(例) 投資商品の勧誘に使用される目論見書

等

2. SCM 実施の具体的ステップ

フェーズ 0 . . . SCM 開始	
<p>予備調査を開始する前に、まず、事業者に関連する規制を特定する。</p> <p>大規模な SCM（特に、全ての行政分野のベースライン測定をする場合）に限らず、特定分野の事前測定や、（過去に実施済みの）ベースライン測定のアップデートを行う場合であっても、統括部署・コンサルティング会社・重要な利害関係者（ステークホルダー）による初期ミーティングが開催される。</p>	
フェーズ 1 . . . 予備測定	
ステップ 1	情報提供義務、データ要求、（事業者の）事務作業の特定
ステップ 2	（ステップ 1 に関する）規制の特定と分解（demarcation）
ステップ 3	情報提供義務をタイプ別に分類（オプションであって必須ではない）
ステップ 4	（ステップ 1～3 に関する）ビジネスの特定
ステップ 5	（ステップ 1～4 に関する）影響を受ける事業者の比率や事業者が影響を受ける頻度などの特定
ステップ 6	SCM 専門家の分析と事業者ヒアリングの比較
ステップ 7	コスト・パラメーターの特定（単価、工数等）
ステップ 8	事業者ヒアリング・ガイドの準備
ステップ 9	専門家によるステップ 1～8 のレビュー
フェーズ 2 . . . 所要時間とコストに関するデータ収集と標準化	
ステップ 11	ヒアリングを行うべき典型的な事業者の選定
ステップ 12	事業分野毎の所要時間と所要資源の標準化
ステップ 13	専門家によるステップ 10～12 のレビュー
フェーズ 3 . . . 集計、データ提出、レポート	
ステップ 14	確認済みデータを基に国レベルのコスト推計を実施
ステップ 15	レポート作成、データベースへの格納

3. SCM 測定前に決定する必要のある事項

① 「事業者」の範囲の決定

「事業者」の定義を広義に設定したい場合や、「民間活動に準ずる活動 (Semi-Private Businesses)」も含めたい場合は、政府系機関 (Public Owned Businesses)、半官半民組織 (Partly Public Owned Businesses)、第三セクター (Voluntary Sector)、慈善事業 (Charities) も含めうる。

(例) ・デンマークとスウェーデンは、狭義の意味での民間事業者の定義を採用。

・ノルウェーは、政府系機関や半官半民組織も含めて測定。

・英国は、第三セクターや慈善事業についても含めて測定。

・オランダは、第三セクターや慈善事業に加え、政府系機関も含めて測定。

② 「強行法規」のみならず「任意法規」も測定するかどうかの決定

強行法規は SCM によって測定されるべきである。一方、事業者が遵守するかどうかを選択できる任意法規 (助成金の交付、事業者が情報提供するかどうか選択できる統計への協力等) については、SCM にて測定するかどうかを決める必要がある。

(例) ・デンマークとノルウェーは、必要と思われる任意法規 (任意法規のうち、関係する事業者の多くにおいて規制を遵守することを当然視しているもの) についても測定。

・オランダは、当初 (ベースライン測定をする時点では)、助成・交付スキームを測定しない扱いとしたが、その後、全ての任意法規を測定することに変更。

・英国とスウェーデンは、全ての任意法規を測定。

③ 公共部門に限らず第三者に対する情報提供義務も含めるかどうかの決定

公共部門に限らず、第三者に対する情報提供も、規制から生じる義務である限り、事業者に事務作業負担を生じさせる。

これらは家電製品に貼付する省エネ標識や投資商品の勧誘に使用される目論見書などがあるが、こうしたコストを測定するかどうか決める必要がある。

(例) ・デンマーク、ノルウェー、オランダ、スウェーデンは、公共部門と第三者への情報提供義務の双方について測定。

・英国は、公共部門への情報提供義務のみ測定し、第三者へのものは含めていない。

④ 抽出基準（Lower Threshold Limit、下限閾値）の設定

ベースライン測定を始める前に、全ての規制について測定するのか、抽出基準（下限閾値）を設定して SCM 測定をする規制を絞り込むのかを決定しなければならない。

「ある法令の遵守にかかる事務作業活動が年間〇〇時間より少ない法律であれば、測定対象に含めない」といった対応が考えられるが、その場合の抽出基準（＝時間数）は、国の規模によって変動する。

（例）・デンマークは、すべての事業者において年間 100 時間より少ない法律であれば測定しないという抽出基準を設定。

・オランダ、英国、スウェーデンは、正式な抽出基準を設定せず。

・ノルウェーは、正式な抽出基準を設定していないが、専門家の査定を行うために、ごく僅かな事業者にしか関係しない規制は測定していない。

4. SCMにおける標準事務作業分類（16分類）

1. 情報提供義務を課している法令に習熟するために、社内リソースを使うこと
2. 情報提供義務に対応するために、情報や計数を加工・修復（retrieve）すること
3. 情報提供義務に適切に対応した情報や計数であるかを精査（assessment）すること
4. 情報提供義務に適切に対応した形に（生の計数を）計算すること
5. 情報提供義務に適切に対応した計表の形に計数を加工すること
6. 各種のデータ同士が整合的であるかどうか、計数をチェックすること
7. 事業者による自己チェックで計算の誤りが見つかった場合に訂正すること
8. 提出書類の記述や記述のための準備
9. 税や手数料等の支払・決済を行うこと
10. 情報提供義務に対応するために開催される社内会議
11. コンプライアンスに関連する情報提供義務に対応するために、法律事務所や監査会社等の外部関係者と開催される外部ミーティング
12. 公的機関の検査への協力
13. 公的機関の検査の結果を踏まえた各種の修正作業
14. 情報提供義務を課している法令の改正状況をフォローするために必要な社員訓練
15. 情報提供義務・検査対応のために、コピー、文書配布、ファイリング等を行うこと
16. 情報提供義務に対応するために、主務官庁や関連省庁にレポートや文書提出事務を行うこと

Ⅲ. 海外の取組に係る追加調査の進め方

1. 委託調査について

調査内容

我が国の民間事業者の行政手続コスト削減に向けた施策の参考とすることを目的として、欧州諸国等における、規制や行政手続に伴う事業者負担軽減のために講じた、各種施策の内容や経緯等について調査を実施する。

調査対象国：デンマーク、オランダ、英国、ドイツ、フランス、カナダ、米国
調査方法：現地有識者へのヒアリング調査、文献調査等

スケジュール

9月中旬	委託調査開始
10月中～下旬	現地調査
11月下旬	調査終了予定

2. 上記調査の状況を踏まえ、必要に応じ、担当官による現地調査や在外公館を通じた調査を行うことも検討する。